

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目	国名																
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	ヴァヌアツ共和国	パナマ	コスタ・リカ	カナダ	ノルウェー	ハンガリー	ニカラグア	ブラジル	中国	アルゼンチン		
生体牛 (感染率・蓄積量)	搬入リスク	生体牛の輸入(頭) 2	英国	リスクと考えられるのは わずか	リスクと考えられるのは わずか	0 (0)	0 (0)	206 (210)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	117 (198)	0 (11)	0 (105)	0 (0)	不明 (1990年以前の 履歴記載なし)	リスクと考えられるのは ごくわずか		
			他リスク国	リスクと考えられるのは わずか	34 (0)	約320万 (約160万) (大部分は米・加から)	51 (152) (米・加から)	13,019,987 (11,881,683)	0 (0)	リスクと考えられるのは わずか	リスクと考えられるのは わずか	1,558,282 (1,295,811)	221 (807)	6,590 (10,157)	1,108 (2,161)	リスクと考えられるものは わずか	不明 (1990年以前の 履歴記載なし)	リスクと考えられるのは ごくわずか	
		肉骨粉の輸入(トン) 2	英国	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (207)	0 (8.3)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	
			他リスク国	0 (44)	リスクと考えられるのは わずか	約80万 (約90万) (大部分は米・加から)	705 (約5000) (米・加から)	330,628 (229,701)	0 (0)	0 (18)	0 (206)	252,360 (312,340)	7,770 (7,771)	18,931 (41,258)	0 (15)	リスクと考えられるのは わずか	約450	0 (0)	
		動物性油脂の輸入(トン)																	
		輸入された動物飼料及び飼料原料																	
		牛に給与された可能性がある 反す動物由来の輸入製品																	
		牛の体内(in vivo)利用に供される 反す動物由来の輸入製品																	
		上記物品の処分に対する 疫学的調査結果			(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	(輸入後の追跡調査について 記述)	
		暴露・増幅リスク 3	飼料規制 (反す動物由来たん白質の 反す動物への給与禁止)	国内措置	1997年10月 - 2001年 - 骨髄動物由来肉骨粉の反す動物 への給与禁止	2000年1月 -	2001年6月 -	2000年12月 - 2004年2月 - 反す動物肉骨粉のほ乳動物への 給与禁止	1997年8月 - 2005年10月 金動物飼料へのSRMの利用を 禁止する改正案公表	1995年 -	2001年6月 - 肉骨粉・SRMの 全ての食用畜産向け飼料原料 への使用禁止	2002年 - ほ乳動物由来肉骨粉の反す動物 への給与禁止	1997年8月 - 2007年7月 - 金動物飼料、ペットフード、肥料 へのSRMの利用禁止(予定)	1994年 - 1999年10月 - ほ乳動物由来肉骨粉の反す動物 への給与禁止 2001年 - 肉骨粉及び加工された衛生動物 たん白質の家畜への給与禁止	1990年10月 - 1997年 - ほ乳動物由来肉骨粉の反す動物 への給与禁止	2001年 - ほ乳動物肉骨粉の反す動物への 給与禁止	1996年7月 - 2004年3月 - 一切の動物性たん白質または動物 の反す動物への給与禁止	1992年6月 -	1995年 - 2004年12月 乳・魚・卵・羽毛のたん白質以外の 動物性たん白質の反す動物への 給与禁止
家畜衛生 条件等							米連政府はBSEの侵入防止、まん 延防止及び撲滅のための措 置を継続する これら措置にはSRM除去、効果 的な飼料規制及びサーベイラン スが含まれる 米連政府がBSEに関する規制・ 対策の改定を行う場合、米連 衛生局は事前に日本国獣医師 会に通報すること					カナダ食品検査庁(CFIA)はBSE の侵入防止、まん延防止及び撲 滅のための措置を継続する これら措置にはSRM除去、効果 的な飼料規制及びサーベイラン スが含まれる CFIAがBSEに関する規制・対策 の改定を行う場合、CFIAは事前 に日本国獣医師会に通報 すること					BSEの発生がないこと又は反す 動物から生産された肉骨粉の 反す動物への給与が有効に実 施された後に生まれたものであ ること または、反す動物の肉骨粉が 給与されなかったこと		
自国産反す動物群由来の肉骨粉又は獣 脂かすの生産																			
遵守状況と交差汚染の可能性																			
特定危険部位 (SRM) の利用 (レンダリング)																			
BSEの暴露・増幅 リスクシナリオ (モデル)																			
サーベイランスによる検証	サーベイランス			国内措置 パッシブ	1990年以前	2002年以前	1998年 -	1998年 -	1990年 -	正式なサーベイランスは行われ ていない	1998年 -	1992年 -	1998年 -	行われていない	2000年 -	行われていない	1997年 -	1992年 -	
				国内措置 アクティブ	1997年8月 - 金蘭TSEサーベイランスプログラ ム(NTSESP)実施	2002年 -	1998年 - 若干の実施 2004年以降 BSEサーベイランス強化計画	2002年 - 若干の実施	2004年6月 - 拡大サーベイランス (2006年8月終了)	2007年7月以降 金動物飼料、ペットフード、肥料 へのSRMの利用禁止(予定)	2004年1月 - 拡大サーベイランス	2001年 -	1997年 -	行われていない	2001年 - 若干の実施	2001年 -	若干の実施	2001年 -	1996年 -
	家畜衛生 条件等 4																		
	母集団の構造																		
	サンプリング																		
	採材																		
	一次検査 (迅速検査)																		
	確認検査 (WB法、IHC法)																		
	判定のための専門家会議																		

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目 1	国名																
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	ヴェトナム	パナマ	コスタリカ	カナダ	ノルウェー	ハンガリー	ニカラグア	ブラジル	中国	アルゼンチン		
牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量)	と畜対象	トレーサビリティ(月齢確認)	1960年代後半～ テイルタグシステム (牛の識別システム)開始	1997年～ 牛・馬の識別システム 開始			屠体月齢証明 屠体月齢証明 A40					2001年1月～ 屠体識別プログラム実施 2002年7月～ 同プログラムへの加入義務化 2006年3月～ 出生年月日の任意入力							
		と畜頭数(年数、品種)					2700万頭					430万頭							
	と畜処理の 各プロセス	と畜前検査 (高リスク牛の排除)					食肉検査官が目視検査					食肉検査官が目視検査							
		と畜場でのBSE 検査 (スクリーニング)					健康と畜牛についてのBSEスク リーニング検査はほとんど行わ れていない					健康と畜牛についてのBSEスク リーニング検査はほとんど行わ れていない							
	スタンニングの方法		・ボルト式 ・ハワード減速食肉採取用スク ンニング(電気ショック法が前頭 部打撃法) ・空気注入式		空気注入式スタンニングを禁止 する規定はない しかし対米輸出の認定施設では 禁止されている			空気注入式スタンニングの使用 禁止			空気注入式スタンニングの使用 禁止								
	ピッキング		行われていない								行われていない								
	SRM の除去 (せき筋除去と 枝肉洗浄後の確認)	国内指 置	オーストラリアではと畜場におけ る屠体除去に関する規制要件は 存在しないが、実際には屠体除 去が行われるのが普通		SRMを禁止する規定はない しかし対米輸出のための屠体認 定施設はSRMを除去しなければ ならない	と畜場でのと畜前検査でBSEが 発見された、あるいは疑われる 場合には、SRM除去が義務付け られている			SRM除去は行われている			SRM除去は行われている 食肉検査官(獣医師含む)が目 視により確認							
		家 畜衛 生条 件等		頭部(耳、頬肉を除く)、腎臓、固 態濾過器(盲腸後部より2メー トルの部分)、腎臓(骨、背脊神 経節の構成部分)を含まない		牛の頭部(衛生的に除去された 耳、頬肉を除く)、扁桃、腎臓、固 態濾過器(盲腸後部より2メー トルの部分)及び腎臓(胸椎横突 筋、腰椎横突筋、仙骨筋及び尾 椎を除く)を含まない			牛の頭部(衛生的に除去された 耳、頬肉を除く)、扁桃、腎臓、固 態濾過器(盲腸後部より2メー トルの部分)及び腎臓(胸椎横突 筋、腰椎横突筋、仙骨筋及び尾 椎を除く)を含まない			牛の頭部(衛生的に除去された 耳、頬肉を除く)、扁桃、腎臓、固 態濾過器(盲腸後部より2メー トルの部分)及び腎臓(胸椎横突 筋、腰椎横突筋、仙骨筋及び尾 椎を除く)を含まない					消化管、頭部(舌及び頬肉を除 く)、腎臓、腎臓(骨、背脊神経節 等の構成部分)を除く	BSEの発生がないこと又は骨、 頭、腎臓、扁桃、胸椎、腰椎 及び固態濾過器は、と殺時にす べて取り除かれること	消化管、頭部(舌及び頬肉を除 く)、腎臓、腎臓(骨、背脊神経節 等の構成部分)を除く
	SSOP、HACCP に基づく(管理)遵守の検証						SSOP、HACCPにより手順を文 書化 実施記録を保存				SSOP、HACCPにより手順を文 書化 実施記録を保存								
	食肉等のリスク	BSE プリオンの体内分布	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)	(BSEプリオンの体内分布につ いて記述)
食肉及び先進的機械回収肉 (AMR)				使用禁止規定はない しかし対米輸出の認定施設では この機械の使用は禁止		30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき 柱をAMRに使用することの禁止					30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき 柱をAMRに使用することの禁止								
内臓						(内臓の取り扱いについて記述)					(内臓の取り扱いについて記述)								
関係者を対象とした 周知プログラム						サーベイランスによる周知プロ グラム					サーベイランスによる周知プロ グラム								
認定機関での検査実 施						NVSL及び任意参加の州の獣医 学診断研究所(SVDI)12ヶ所の 計13ヶ所					TSE検査機関ネットワークに属す る州の獣医病理学的検査機関 や、CFIAネットワーク6施設 カナダ国立海外病センター (NCFAD)								

この資料は現在までに得られている情報をもとに整理したものであり、その内容については更に精査が必要。また、その他の情報についても更に収集を行い、適宜追加することとしている。

- 1 小項目...日本、米国・カナダの評価書の項目に沿って項目出しをしたもの(網掛け)に、EFSA GBR、OIEの評価の項目を加えて作成。
- 2 上段はCD(Country Dossier: 国の調査書類)、下段は他の情報源による、
生体牛・肉骨粉の輸入量は、GBRでリスクとして考慮外とされた数を引いたものを記載。
- 3 暴露・増幅リスク...米国・カナダは、これらの項目の他に「伝達性ミンク脳症」、「シカの慢性消耗病」についての情報も考慮し、評価を行った。
- 4 この他、すべての国について以下の要件を求めている。
・対日輸出施設、日本向け牛肉等が由来する牛、と殺用畜に対する家畜衛生条件。
・食品について、SRMの輸入自費を指導(平成16年7月30日 食安監視発第0730003号)
・牛肉等について、輸出の発行する検査証明書などにより、家畜の伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められること。
・飼料・肥料用について、SRMの輸入自費を指導(平成16年8月11日16消安第4012号)
・飼料・肥料に供される動物性加工たんぱく(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。

また、米国・カナダについては、対日輸出プログラム(20ヵ月齢以下の牛に由来する牛肉であること、SRMを除去すること等)を求めている。